

資産評価方法の変更等について (まとめ)

対照先

内容

DB年金

法令通知

厚年基金

財政運営

適格年金

資産運用

退職金

会計基準

その他

その他

ポイント

1. 標記の事務連絡 に係る照会事項について厚生労働省より回答がありました。(前回の回答内容が一部修正されました)
2. 資産評価方法の変更と許容繰越不足金の算定方法変更の取扱いについて、これまでの内容を取りまとめてご案内します。(次頁以降)

年金ニュースNo.111でご案内済。

回答内容の要旨(今回の修正点)

- ◆ DBの規約変更については、決算提出前であれば平成20年度以降も遡及適用が可能。
- ◆ また、当該規約変更は届出で可(承認認可申請は不要、理事長専決不可)。

以上

資産評価方法の変更について(まとめ)

【原則】(厚年基金:財政運営基準第三二(6)、DB:規則第48条)

一旦定めた資産評価方法の方法を継続的に用いること

【変更理由】(厚年基金:財政運営基準第三二(6)、今回の事務連絡、実務基準、DB:規則第48条、実務基準)

- ◆ 厚年基金が合併又は分割するとき
- ◆ 他の企業年金制度等との間で多額の資産の移受換を行うとき
- ◆ 運用の基本方針を大幅に変更するとき
- ◆ このほか、以下のような合理的な理由があるとき
 - ✓ 評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合
 - ✓ 運用環境の著しい変化があった場合
 - ✓ DCへの移換を行うことで財政面の影響が大きい場合
 - ✓ 資産構成を大幅に変更する場合

19年度は資産評価方法の変更に値する年度と行政は判断している模様

厚年基金とDBで示されている変更理由に若干差異があるが、平仄を取った対応が取られるものと思われる

【変更条件等】(厚年基金:財政運営基準第三二(6)、今回の事務連絡、DB:今回の事務連絡、実務基準)

- ◆ 年金数理人の助言を踏まえて行うこと
(厚年基金のみ;時価、遡及しない数理的評価への変更時)
- ◆ 特に、過去に遡った数理的評価へ変更する場合は、(年金数理人が厚年基金財政の健全性について、長期的・継続的観点から助言を行い、)厚年基金等が(当該助言を踏まえ)、財政の健全性の確保について将来対応できると判断すること
(括弧内については厚年基金のみ)
- ◆ 財政運営規程(厚年基金)、規約(DB)の変更(理事長専決不可)が必要

【留意点】

- ◆ 上記内容を踏まえた対応が取れるのであれば、19年度に限らず今後も資産評価方法の変更は可能
- ◆ 決算、回復計画、再計算、変更計算等などのタイミングで変更しても構わず、当該行政提出書類の締め切り前に申請または届け出ること

許容繰越不足金の算定方法の変更について(まとめ)

【原則】(厚年基金:財政運営基準財政運営基準 第四 一(3)オ、実務基準、DB:規則第56条、実務基準)

- ◆ 許容繰越不足金の算定方法は以下のいずれかのうち予め定めた方法とし、原則、継続的に用いること
 - (ア) 標準給与総(掛金)額 × 20年確定年金現価率 × 一定率
 - (イ) 責任準備金の一定率(時価評価の場合15%以下、数理的評価の場合10%以下)
 - (ウ) (ア)と(イ)の小さい方

【変更条件等】(厚年基金・DBとも:今回の事務連絡)

- ◆ 厚年基金等の判断で変更することが可能
- ◆ 財政運営規程(厚年基金)、規約(DB)の変更(理事長専決不可)が必要

【留意点】

- ◆ 19年度に限らず今後も変更可能
- ◆ 決算、回復計画、再計算、変更計算等のどのタイミングで変更しても構わず、当該行政提出書類の締め切り前に申請または届け出ることにより

- 財政運営基準:「厚生年金厚年基金の財政運営について」平成8年6月27日付年発第3321号
- 厚年基金実務基準:日本年金数理人会「厚生年金厚年基金実務基準第2号 厚生年金厚年基金の財政運営に関する実務基準」平成9年3月
- DB規則:確定給付企業年金法施行規則 平成14年3月5日付厚生労働省令第22号
- DB実務基準:日本年金数理人会「確定給付企業年金実務基準 確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準」平成14年8月
- 今回の事務連絡:「資産評価方法の変更等の取り扱いについて」平成20年6月20日付事務連絡